

令和5年度(2023年度) 若狭浦保育所 重要事項説明書

学校法人大庭学園立那覇市公私連携型保育所
若狭浦保育所 所長 松原 健蔵

教育・保育の提供の開始にあたり、当所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人大庭学園
事業者の所在地	那覇市久米1-5-17
事業者の電話番号・FAX	TEL:098-988-0238 FAX:098-988-0239
代表者氏名	理事長 大庭 荒
定款の目的に定めた事業	専門学校および認定こども園・保育所の運営

2 施設の概要

種別	公私連携型保育所					
名称	学校法人大庭学園立那覇市公私連携型保育所 若狭浦保育所					
所在地	〒900-0031 沖縄県那覇市若狭3-18-6					
TEL / FAX	TEL:098-866-3445 FAX:098-866-3446					
施設長氏名	所長 松原 健蔵					
開設年月日	令和2年4月1日					
敷地面積	785.048 平方メートル					
建物面積	972.23 平方メートル					
建物構造	鉄筋コンクリート2階建て・若狭市営住宅併設					
児童定数 (定員60名)	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
	クラス名	かに組	らっこ組	いるか組	まんた組	くじら組
	人数	6名	19名	20名	9名	6名
取扱う保育事業	一時預かり保育事業、延長保育及び夜間に係る延長保育事業、園庭開放、子育て相談等					

3 施設の目的、運営方針

目的	<p>保育所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設である。入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場とななければならない。 (保育所保育指針より)</p>
運営方針	<p>学校法人大庭学園は、これまで保育・福祉の専門学校2校及び認定こども園3園を運営してきた。今般、若狭浦保育所を運営するにあたり、これまでの経験と実績のもと、所在する若狭地域とより一層の連携を図りながら、本学園の精神である「心は豊かに 技は確かに」を実践すべく、本園が目指す子ども一人一人に寄り添った保育の実現に以下の通り取り組んでいく。</p> <p>【「心豊かな子」の育成】</p> <p>○ 一人一人の子どもの発達とその個性を大切にし、それぞれの子どものもつ潜在能力や育つ力を支え育み、家庭支援と並行しつつ、子どもの最善の利益と幸せを追求する。また「生活」や「あそび」を通して、子どもが自己を創り上げ、相手を知り、認め、関わり、思いやる気持ちを育み、「生きる力」の基礎を培うための活動を展開する。</p>

	<p>【「考えて行動できる子」の育成】</p> <p>○ 保育者との絆を大切に育み、環境を通して行う保育により興味・関心や好奇心を育て、心身の発達を促していく。また自ら関わる気持ちを大切にしながら、友達や保育者と関わることで、遊ぶ楽しさや協力し合う大切さを味わい、言葉の獲得や情緒的・社会的な発達を促し、基本的な生活習慣の基礎を家庭と連携しながら育てる。</p> <p>【「元気に遊ぶ健康な子」の育成】</p> <p>○ 園内や園周辺の若狭地域の自然あふれる環境や友達、家族、地域の身近な人達と触れ合うことを通して芽生える「興味・関心」「粘り強い心」及び道徳性や規範意識等を大切にする。子どもの知的好奇心や夢を育みながら、若狭こども園や近隣保育園への進級、小学校への就学を見据えた切れ目のない発達・成長のための保育を実践する。</p>
--	---

4 職員体制

施設長	1人	常勤：1人	
副所長	1人	非常勤：1人	
主任保育士	1人	常勤：1人	
保育士	10人	常勤：10人	非常勤：0人
保育補助	1人	非常勤：1人	
事務員	1人	常勤：1人	
用務員	1人	常勤：1人	
調理室	4人	栄養士：1人	調理員：3人
嘱託医（内科）	1人	非常勤：1人	
嘱託医（歯科）	1名	非常勤：1人	

5 提供する教育及び保育の内容

<ul style="list-style-type: none"> ○那覇市認可保育所としての標準時間保育、短時間保育、延長保育及び夜間に係る延長保育 ○昼食、おやつの提供 ○保育にかかる行事等 ○発達支援児保育 ○地域との交流保育 (若狭市営住宅自治会、若狭児童館、若狭こども園、小禄こども園、沖縄福祉保育専門学校) ○一時預かり保育、子育て応援 Day

6 開所日と保育時間

- 月～土曜日 「標準保育時間」 午前7：30～午後6：30
- 午後6：31～10：30までは延長保育及び夜間に係る延長保育を行っております。延長保育及び夜間に係る延長保育を利用ご希望の場合は、事前にご連絡をお願いします。
- 保育時間内のお迎えへのご協力を、よろしくお願いします。

7 閉所日

- 日曜日、祝日、慰霊の日（6/23）、年末年始（12/29～1/3）

8 利用料金

①

保育料 (0歳児～2歳児)	那覇市が定める利用者負担額をお支払いいただきます。 ※那覇市へのお支払いとなります。
給食費(月～土) ※3歳児、4歳児	1ヶ月 6,500円(内訳:副食費 5,500円+主食費 1,000円) ※3歳児、4歳児のみ給食費を保育所で口座振替にてお支払いになります。振込手数料110円がかかります。

※2019年10月より3歳児、4歳児保育料無償

② 延長保育利用料(延長保育を利用する場合:2号・3号認定及び短時間認定児)

延長保育(月～土 18:31～19:30)	1時間 200円 (日契約)
延長保育月契約 ※標準時間認定児のみ利用可	1ヵ月 2,500円 (月契約)

③ 夜間に係る延長保育利用料(延長保育を利用する場合:2号・3号認定)

夜間に係る延長保育 (月～土 19:31～22:30)	1時間 300円 (日契約)
夜間に係る延長保育月契約 ※標準時間認定児のみ利用可	1ヵ月 ※要項参照 (月契約)

※延長保育料及び夜間に係る延長保育につきましては、月契約のみ口座引き落としを行います。
※月契約利用以外で延長保育及び夜間に係る延長保育を利用する時の料金徴収につきましては、利用時にご案内致します。

※夜間に係る延長保育をご利用の場合、給食費500円を別途徴収します。

9 諸会費について

【保護者会費】	月 250円×12ヶ月分	合計 3,000円(兄弟組は1世帯で1名分)
【その他項目】	誕生月色紙代(250円)、記念写真代(500円) スナップ写真代(500円)	合計 1,250円

※上記の金額(合計4,250円)を年度内に、一括で口座引き落としにてお支払い頂きます。

口座引き落としには、毎回振替手数料(110円)かかるため、保護者負担を軽減する事を目的に一括支払いとなりますのでご理解のほどよろしくお願い致します。

※上記の金額については、今後変更の可能性があります。変更の際には再度ご連絡いたします。

【口座振替について】

若狭浦保育所では、3歳児、4歳児の給食費、延長保育月契約、保護者会費、その他諸経費を口座振替にて徴収いたします。お手数ではございますが、各必要資料のご記入をお願い致します。

※納入期限は毎月17日となっておりますので、前日までに残高有無の確認をお願い致します。

○ 納付方法： 自動口座引き落とし(各金融機関に対応)

【株式会社 リウコム】手数料が110円がかかります。

※手続きの都合上、3歳児、4歳児の4月分の給食費(主食費・副食費)等は5月にまとめた支払いになります。恐縮ではございますが、よろしくお願い致します。

※4月1日の提出期限を過ぎますと、5月の振替も間に合わなくなる可能性もありますので、期限を厳守されますよう、ご協力お願い致します。

10 保育所と保護者との連携について

1	連絡帳、保育所だより、クラスだより、所内掲示板の活用、
2	コドモンの活用
3	月の指導計画（家庭との連携欄にて）
4	保護者会
5	行事や懇談会、アンケートの実施等

11 嘱託医（予定）

医療機関の名称	前浜小児科医院
医院長名	前浜 宏之
所在地	那覇市松川2丁目5-30
電話番号	098-887-0800

12 嘱託医（予定）

医療機関の名称	みやぎ歯科クリニック
医院長名	宮城 嗣典
所在地	那覇市松山2-23-13
電話番号	098-864-0239

13 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	那覇市立若狭小学校
広域避難場所	那覇市松山 所在地：那覇市津波避難ビル、松山公園、若狭浦団地自治会事務所

14 緊急時における対応

教育及び保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、若狭浦保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承願います。

15 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画及び防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

防火管理者	森永 英子 （自衛消防隊長：松原 健蔵）
消防計画届出年月日	那覇市 西消防署 令和4年6月27日
避難訓練	消火、火災避難訓練（毎月1回）、地震・津波・不審者
防災設備	消防直通通報装置、消火器、誘導灯、火災報知器

16 賠償責任保険の加入状況 - 以下の保険に加入、同意します。

保険の種類	保育園賠償責任保険（大同火災）
	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度

注：賠償範囲

保育所では、子どものために誠心誠意をもって教育及び保育し、事故の無いように気をつけますが、万が一の場合を考慮し、全児童を対象に、保険に加入致します。事故や怪我を負った場合は、保育所が加入している保険

の範囲内で治療費をお支払いします。この場合、保護者の医療保険証を使わせていただきますので御了承下さい。
 なお、児童の事故や怪我の場合の保護者の休業補償はできません。

17 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：自己評価ガイドラインに添った方法を法予定 全職員一斉実施 公表方法：ホームページや所内掲示予定
外部評価	令和4年度、第三者評価を実施 公表方法：県のホームページで掲示予定

18 連携施設

①

連携施設の種類	専門学校（指定保育士養成施設）
名称	学校法人大庭学園 沖縄福祉保育専門学校 ソーシャルワーク専門学校
所在地	沖縄福祉保育専門学校：那覇市久米 1-5-17 ソーシャルワーク専門学校：北中城村屋宜原 212-1
連携協力の概要	教育及び保育の支援等

②

連携施設の種類	認定こども園
名称	学校法人大庭学園立那覇市認定こども園 若狭こども園 学校法人大庭学園立那覇市認定こども園 小禄こども園 学校法人大庭学園立石垣市認定こども園 新栄町こども園 学校法人大庭学園立西原町認定こども園 坂田こども園
所在地	那覇市若狭 3-11-1 那覇市小禄 1150 石垣市新栄町 7 西原町字翁長 626-1
連携協力の概要	保育交流

19 情報公開及び個人情報の保護について

事業の透明性を確保する為、保育所の情報をできる限り公開する予定です。この点、保育所に通う子どもやその保護者、子育て支援事業において知り得た情報等に関して個人情報保護を徹底致します。

20 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決責任者	所長	松原 健蔵
相談・苦情受付担当者	主任保育士	森永 英子
苦情解決第三者委員	宮城 潤（若狭公民館 館長）	上原 美代（民生委員）

21 保育所の利用の開始及び終了に関する留意事項について

（利用の開始、終了に関する事項）

支給認定を受けた保護者で、現に監護している乳児・幼児について保育の利用をしようとするものは、保育利用申込書を那覇市の管轄課に提出するものとする。

保育の利用の申込みがあった乳児・幼児の数が施設の定員を超える場合にあっては、那覇市と本学園で調整を行う。

児童が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該児童にかかる保育の提供を終了することとする。

(1) 児童が小学校へ就学したとき

(2) 児童の保護者が、「子ども・子育て支援法」第19条第2号及び第3号に基づく支給認定を受けられなくなったとき

(3) 前号のほか、本保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき。

22 虐待防止のための措置に関する事項

(虐待の防止のための措置に関する事項)

本保育所は、児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

23 その他について

- 保育所のしおり等にて記述致します。
- 「ホームページ等 掲載に際しての同意書」(様式は別紙参照)